

唐津市告示第 2 1 2 号

唐津市地域経済循環創造事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和 8 年 6 月 2 6 日

唐津市長 峰 達 郎

唐津市地域経済循環創造事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、地域資源をいかした先進的で持続可能な事業化を促進し、地域における経済循環を創造するため、民間事業者等に対し予算の範囲内で補助金を交付することに関し、地域経済循環創造事業交付金交付要綱（平成 2 5 年 2 月 2 7 日付け総行政第 2 9 号総務大臣通知。以下「国要綱」という。）及び唐津市補助金等交付規則（平成 1 7 年規則第 4 2 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第 2 条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、国要綱に基づく補助対象事業を実施する民間事業者等とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者とならない。

(1) この要綱に基づく補助金を既に受けたことがある者

(2) 国税及び地方税の未納がある者

(補助対象期間)

第 3 条 この補助金を交付する期間（以下「事業期間」という。）は、国要綱に基づく交付決定を受けた年度を含めて 2 年以内とし、事業期間が 2 年の場合は、次に定めるところによる。

(1) 第 1 期補助対象期間 最初に国の交付決定があった日から当該日が属する年度の末日まで

(2) 第 2 期補助対象期間 前号に掲げる期間の末日の属する年度の翌年度の 4 月 1 日から翌年の 3 月 3 1 日まで

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、国要綱第5条に規定する経費とする。ただし、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額は、補助対象経費から除く。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費から金融機関の融資及び補助対象者の自己資金等の合計額を控除した額とし、1事業あたりの補助限度額は、国要綱第7条に規定する額とする。この場合において、補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の単年度交付額)

第6条 事業期間が2年となる事業の年度別の補助額（以下「単年度補助額」という。）は、国要綱第8条の規定により算出した額を超えない範囲とし、交付年度の予算の範囲内の額とする。

(事前相談)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、唐津市地域経済循環創造事業計画申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書及び事業概要が分かる資料
- (2) 収支予算書及び事業費の積算根拠が確認できる見積書等の写し
- (3) 金融機関の融資了解が確認できる書類
- (4) 国税及び地方税の未納がないことを証する書類（発行日から1月以内のものに限る。）
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 前項の場合において、補助対象者で市内に所在するものが納税状況調査に同意する意思を明らかにしたときは、同項第4号に規定する書類を省略することができる。

3 市長は、第1項の規定による申請書の提出があった場合は、事業計画書等の書類の確認を行い、事業計画書の内容が適当であると判断したときは、総務大臣に対して事業計画を申請するものとする。

4 市長は、総務大臣から前項の規定により申請の結果を受けたときは、申請者に対して採択結果を通知するものとする。

5 前項の採択結果を受けた申請者は、採択結果の内容に不服があるときは、採択結果の通知日から20日を経過する日までに、申請取下書を市長に提出するものとする。

(補助金の交付申請)

第8条 前条第4項の採択結果を受け、補助金の交付を受けようとする補助対象者は、唐津市地域経済循環創造事業補助金交付申請書(第2号様式)を市長に提出しなければならない。

2 事業期間が2年となる事業については、第3条に規定する補助対象期間に応じた単年度補助額の申請を行うものとする。

(交付決定及び通知)

第9条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めるときは、唐津市地域経済循環創造事業補助金交付決定通知書(第3号様式)により申請者に通知するものとする。

(状況報告)

第10条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、市長から要求があった場合は、事業の遂行状況について報告しなければならない。

(事業計画変更等の承認)

第11条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、唐津市地域経済循環創造事業補助金変更申請書(第4号様式)を市長に提出し、あらかじめ承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、補助対象総額の10パーセント以内の流用増減を除く。

(2) 融資額を減額しようとするとき。

(3) 補助対象事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

ア 交付目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な交付目的の達成に資するものと市長が認める場合

イ 目的及び事業能率に関わりがない事業計画の細部の変更である場合

(4) 補助対象事業の全部又は一部を他に承継しようとするとき。

(5) 補助対象事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

(6) 補助対象事業の事業期間が2年の場合で、単年度補助額を減額するとき。

2 市長は前項の規定による申請があった場合は、その変更内容等を審査し、適当であると認めるときは、その旨を補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了した日（補助事業の廃止の承認を受けた場合を含む。）から起算して30日を経過した日又は交付決定を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、唐津市地域経済循環創造事業補助金実績報告書（第5号様式。以下「報告書」という。）を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、報告書を受理した場合は、報告書に係る書類を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、唐津市地域経済循環創造事業補助金確定通知書（第6号様式）により補助事業者に通知するものとする。この場合において、確定しようとする補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付)

第14条 市長は、前条の規定による補助金の額を確定後、補助金を交付するものとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、概算払をすることができる。

2 補助事業者は、前項の範囲内で概算払を請求しようとするときは、唐津市地域経済循環創造事業補助金概算払請求書（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

(収益状況の報告等)

第15条 補助事業者は、補助事業が完了した日の属する市の会計年度の翌年度か

ら起算して5年以内の間は、毎会計年度終了後の20日以内に、唐津市地域経済循環創造事業補助金事業化収益状況報告書（様式第8号）により市長に報告しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助対象事業に係る経理を明らかにし、当該会計経理に係る帳簿及び伝票類を、当該報告に係る会計年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。
- 3 市長は、国要綱第22条の規定により総務大臣から地域経済循環創造事業交付金の全部又は一部に相当する金額の納付命令を受けたときは、当該交付金に基づき補助金を交付決定者に対し、交付した補助金の全部又は一部に相当する額の金銭の納付を命ずることができる。
- 4 補助事業者は、交付決定の日の属する市の会計年度の翌年度以降、事業効果を検証することを目的として行われる調査に対し、地域金融機関等と協力して回答しなければならない。

（交付決定の取消し）

第16条 市長は、補助事業者が規則又はこの要綱の規定に違反し、又は国要綱第18条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、第9条の規定による決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（補助金の返還）

第17条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、唐津市地域経済循環創造事業補助金返還命令書（第9号様式）により当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の返還を命ぜられたとき（国要綱第18条第1項第4号及び第5号の規定に該当する場合を除く。）は、当該返還の命令がなされた日から20日以内に返還するものとし、当該補助金を受領した日から納付までの日数に応じ、当該補助金の額に年10.95パーセントの割合を乗じて得た額を当該補助金に加算して納付しなければならない。

（財産処分の制限）

第18条 補助事業者は、補助対象事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）のうち、取得価格又は効用の増加額は50万円以上のものを総務省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号）第8条に規定する期間内に処分しようとするときは、あらかじめ財産処分届出書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、その内容を精査した上で、財産処分の承認の可否を決定し、その旨を補助事業者に通知するものとする。

3 市長は、取得財産等のうち、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものの処分によって補助事業者に収入があると認めるときは、補助事業者に対して当該収入の全部又は一部を納付させることができる。

4 補助事業者は、取得財産等については、補助対象事業の完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。

（補助金の管理等）

第19条 補助事業者は、補助金についての経理を明らかにする帳簿を作成し、補助対象事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

（補則）

第20条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

第1号様式（第7条関係）

唐津市地域経済循環創造事業計画申請書

年 月 日

唐津市長 様

申請者 住 所

氏 名

（法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称
及び代表者の氏名）

（※）本人（代表者）の署名によらない場合は、記名押印してください。

唐津市地域経済循環創造事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申し込みます。

- 1 補助対象事業の名称
- 2 補助対象事業費 円
- 3 補助申請額 円
- 4 補助対象事業経費総括表

補助対象経費区分(円)				
施設整備費	機械装置費	備品費	調査研究費	計

資金区分(円)			
融資額等	補助申請額	その他	計

（注）仕入れに係る消費税額及び地方消費税額については、これを減額し、備考欄には、「除税額〇〇〇円」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

- 5 補助対象事業の開始(予定)日 年 月 日
- 6 補助対象事業の完了予定日 年 月 日
- 7 補助対象事業の実施期間 年度から 年度まで

別紙 唐津市地域経済循環創造事業補助金申請調書（1年目）

（単位：千円）

初期投資内容	総事業費	本年度事業費(申請額)		翌年度事業費	
	金額(税抜)	※土地取得費用やランニングコストは対象外			
		金額(税抜)	計上内容、根拠	金額(税抜)	計上内容、根拠
施設整備費					
機械装置費					
備品費					
調査研究費					
初期投資額等合計					
資金計画					
事業者自己資金					
金融機関からの融資額					
公費による交付額			単年度補助額＝(補助限度額×A)－B A:補助金が交付される年度の年度末における補助事業の進捗率 B:前年度未までに交付された補助金の総額 ※進捗率:補助事業の総事業費に対する執行事業費の割合		
うち地方費					
うち国費					
合計					

※1 初期投資額は補助金充当の前提となる新規事業に係るものに限る、事業実施主体から支出されるものを記載すること。

※2 金融機関からの融資額を確保した上で、事業の立ち上げに不可欠なものとして交付申請額を算出すること。

別紙 唐津市地域経済循環創造事業補助金申請調書（2年目）

（単位：千円）

初期投資内容	総事業費 (前年度交付決定時)	前年度までの実績		本年度事業費(申請額)	
	金額(税抜)	※土地取得費用やランニングコストは対象外		※土地取得費用やランニングコストは対象外	
		金額(税抜)	計上内容、根拠	金額(税抜)	計上内容、根拠
施設整備費					
機械装置費					
備品費					
調査研究費					
初期投資額等合計					
資金計画					
事業者自己資金					
金融機関からの融資額					
公費による交付額					単年度補助額 = (補助限度額 × A) - B A: 補助金が交付される年度の年度末における補助事業の進捗率 B: 前年度末までに交付された補助金の総額 ※進捗率: 補助事業の総事業費に対する執行事業費の割合
うち地方費					
うち国費					
合計					

※1 初期投資額は補助金充当の前提となる新規事業に係るものに限る、事業実施主体から支出されるものを記載すること。

※2 金融機関からの融資額を確保した上で、事業の立ち上げに不可欠なものとして交付申請額を算出すること。

第2号様式（第8条関係）

唐津市地域経済循環創造事業補助金交付申請書

年 月 日

唐津市長 様

申請者 住 所

氏 名

※

（ 法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称
及び代表者の氏名 ）

（※）本人（代表者）の署名によらない場合は、記名押印してください。

唐津市地域経済循環創造事業補助金の交付を受けたいので、唐津市地域経済循環創造事業補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

- 1 補助対象事業の名称
- 2 補助対象事業費 円
- 3 補助申請額 円
- 4 補助対象事業経費総括表

補助対象経費区分(円)				
施設整備費	機械装置費	備品費	調査研究費	計

資金区分(円)			
融資額等	補助申請額	その他	計

（注）仕入れに係る消費税額及び地方消費税額については、これを減額し、備考欄には、「除税額〇〇〇円」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

- 5 補助対象事業の開始(予定)日 年 月 日
- 6 補助対象事業の完了予定日 年 月 日
- 7 補助対象事業の実施期間 年度から 年度まで

（複数年度の場合の添付書類）

別記 第1号様式 別紙 唐津市地域経済循環創造事業補助金申請調書

第3号様式（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

唐津市長



唐津市地域経済循環創造事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった唐津市地域経済循環創造事業補助金については、唐津市地域経済循環創造事業補助金交付要綱第9条の規定に基づき、次のとおり交付することに決定したので、同規定により通知します。

1 補助事業の目的 地域経済循環創造事業補助金に係る事業

2 補助額 千円

3 補助金事業経費総括表

資金区分（千円）					
融資額等	公費による補助額		その他	計	
	うち市費	うち国費 (交付金)			

（注1） 公費による補助額は上記の額を補助限度額とする。

（注2） 補助対象経費の区分ごとに配分された額は、補助金交付申請書記載のとおりとする。

（注3） 交付要綱の定めるところにより、補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき又は資金区分のうち、融資額を減額しようとするとき等は、計画変更承認申請を要するので、留意すること。

第4号様式（第11条関係）

唐津市地域経済循環創造事業実施計画変更承認申請書

年 月 日

唐津市長 様

申請者 住 所

氏 名

※

法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称

及び代表者の氏名

(※)本人（代表者）の署名によらない場合は、記名押印してください。

年 月 日付け 第 号で交付の決定の通知があった唐津市
地域経済循環創造事業補助金について、次のとおり事業実施計画を変更したいので、
唐津市地域経済循環創造事業補助金交付要綱第11条の規定により承認されるよう
申請します。

1 変更の理由

2 変更計画の内容

備考 「変更計画の内容」欄は、変更前を変更後の上段に括弧書きし、変更後の内
容が対比できるように作成すること。

第5号様式（第12条関係）

唐津市地域経済循環創造事業補助金実績報告書

年 月 日

唐津市長 様

申請者 住 所

氏 名

※

（ 法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称

及び代表者の氏名

（※）本人（代表者）の署名によらない場合は、記名押印してください。

年 月 日付け 第 号で交付の決定の通知があった唐津市地域経済循環創造事業について（完了・会計年度が終了）したので、唐津市地域経済循環創造事業補助金交付要綱第12条の規定により、関係書類を添えて次のとおり報告する。

1 補助事業の名称

2 補助事業の補助金交付実績額

千円

3 補助事業の実施状況

補助事業者の名称	
着手日	
完了日	

4. 補助事業経費総括表

補助対象経費区分（円）					備考
施設整備費	機械装置費	備品費	調査研究費	計	
資金区分（円）					
融資額等	公費による補助金の額			その他	計
		うち市費	うち国費（交付金）		

（注）仕入れに係る消費税額及び地方消費税額については、これを減額し、備考欄には、「除税額〇〇円、うち国費（交付金）〇〇円」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

別紙 1 唐津市地域経済循環創造事業補助金実績調書（1年目）

(単位:千円)

初期投資内容	総事業費	本年度実績		翌年度事業費	
	金額(税抜)	※土地取得費用やランニングコストは対象外		※土地取得費用やランニングコストは対象外	
		金額(税抜)	計上内容、根拠	金額(税抜)	計上内容、根拠
施設整備費					
機械装置費					
備品費					
調査研究費					
初期投資額等合計					
資金計画					
事業者自己資金					
金融機関からの融資額					
公費による交付額			単年度補助額＝(補助限度額×A)－B A:補助金が交付される年度の年度末における補助事業の進捗率 B:前年度末までに交付された補助金の総額 ※進捗率:補助事業の総事業費に対する執行业業費の割合		
うち地方費					
うち国費					
合計					

※1 初期投資額は補助金充当の前提となる新規事業に係るものに限る。事業実施主体から支出されるものを記載すること。

※2 金融機関からの融資額を確保した上で、事業の立ち上げに不可欠なものとして交付申請額を算出すること。

別紙1 唐津市地域経済循環創造事業補助金実績調書（2年目）

（単位：千円）

初期投資内容	総事業費 (前年度交付決定時)	前年度までの実績		本年度実績	
	金額(税抜)	※土地取得費用やランニングコストは対象外		※土地取得費用やランニングコストは対象外	
		金額(税抜)	計上内容、根拠	金額(税抜)	計上内容、根拠
施設整備費					
機械装置費					
備品費					
調査研究費					
初期投資額等合計					
資金計画					
事業者自己資金					
金融機関からの融資額					
公費による交付額					単年度補助額＝(補助限度額×A)－B A: 補助金が交付される年度の年度末における補助事業の進捗率 B: 前年度末までに交付された補助金の総額 ※進捗率: 補助事業の総事業費に対する執行事業費の割合
うち地方費					
うち国費					
合計				0	

※1 初期投資額は補助金充当の前提となる新規事業に係るものに限る。事業実施主体から支出されるものを記載すること。

※2 金融機関からの融資額を確保した上で、事業の立ち上げに不可欠なものとして交付申請額を算出すること。

別紙2 補助対象経費整理表

	経費区分	経費支出内容	支払元	支払先	契約日	納入日	支払日	支払額 (税込み)	消費税額	支払額 (税抜き)	耐用年数	保管場所
例	備品費	冷蔵庫	支払者 (実施主体)	経費の支払先	契約書の 日付	物品を納入し た日	振込明細書 等の日付	550,000	50,000	500,000	●●年	備品の保管場 所
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												

※行が不足する場合は、行を加えること。

※見積書、発注書、契約書、納品書、領収書等に番号を張付、それぞれが対応するように作成すること。

第6号様式（第13条関係）

第 号
年 月 日

様

唐津市長



唐津市地域経済循環創造事業補助金確定通知書

年 月 日付け 号で交付決定した唐津市地域経済循環創造事業補助金について、次のとおり確定をしたので唐津市地域経済循環創造事業補助金交付要綱第13条の規定により通知する。

補助金確定額

千円

第7号様式（第14条関係）

唐津市地域経済循環創造事業補助金概算払請求書

年 月 日

唐津市長 様

申請者 住 所

氏 名

※

（法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称
及び代表者の氏名）

（※）本人（代表者）の署名によらない場合は、記名押印してください。

唐津市地域経済循環創造事業補助金交付要綱第14条の規定により、次のとおり
請求します。

補助金交付請求額

千円

【振込先金融機関】

金融機関名	(金融機関名)
	(支店名)
口座種別	
口座番号	
(フリガナ)	
口座名義	

第8号様式（第15条関係）

唐津市地域経済循環創造事業補助金事業化収益状況報告書

年 月 日

唐津市長 様

申請者 住 所

氏 名

※

（法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称
及び代表者の氏名）

（※）本人（代表者）の署名によらない場合は、記名押印してください。

年 月 日付け 号により交付決定を受けた唐津市地域経済循環創造事業補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助対象事業」という。）について、唐津市地域経済循環創造事業補助金交付要綱第15条第1項の規定により、次のとおり報告します。

（単位：円）

補助金の 確定額	補助対象事業に係る本年度収益額	控除額	本年度までの補助対象事業に係る支出額	基準納付額	前年度までの補助対象事業に係る市への累積納付額	本年度納付額	備考
(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	

(注)

- 「補助事業に係る本年度収益額：(B)」とは、補助事業の実施結果の事業化による総収入額から総収入を得るに要した額を差し引いた額の合計額をいう。「総収入を得るに要した額」とは、材料費、労務費、材料費・労務費以外の諸経費（外注費、高熱水費、製造設備に係る減価償却費等）、販売費、一般管理費等で間接費を含む額をいう。なお、(B)が0又はマイナスの場合には、(C)、(D)、(E)及び(G)の項目については、記載しないこと。
- 「控除額：(C)」とは、補助事業に要した経費のうち、補助事業者が自己負担によって支出した額（補助事業に要した経費－補助金確定額）をいう。なお、補助事業終了後、翌々年度以降の控除額の算出については、自己負担によって支出した額から補助事業年度終了より前年度までの補助事業に係る収益の累積額を差し引いた額（自己負担額－前年度までの収益累積額）をいう。ただし、控除額は、自己負担によって支出した額の範囲内とし、前年度までの補助事業に係る収益の累積額が自己負担によって支出した額と同額以上となった場合には、本年度の控除額は、0とする。
- 「本年度までの補助事業に係る支出額：(D)」とは、補助事業に要した経費及び補助事業年度終了以降に追加的に要した補助事業に係る経費の合計額をいう。
- 「基準納付額：(E)」とは「補助事業に係る本年度収益額：(B)」から「控除額：(C)」を差し引いた額に、「補助金確定額：(A)」を乗じ、「本年度までの補助事業に係る支出額：(D)」で除した額をいう。 $(E = (B - C) \times A / D)$
- 「前年度までの補助事業に係る市への累積納付額：(F)」とは、前年度までの収益に伴う納付金及び財産処分に伴う納付金の合計額をいう。
- 「本年度納付額：(G)」とは、「基準納付額：(E)」と「前年度までの補助事業に係る市への累積納付額：(F)」の合計額が「補助金確定額：(A)」を超えない場合には、基準納付額が本年度納付額となる。また、「基準納付額：(E)」と「前年度までの補助事業に係る市への累積納付額：(F)」の合計額が「補助金確定額：(A)」を超える場合には、「補助金確定額：(A)」から「前年度までの補助事業に係る市への累積納付額：(F)」を差し引いた残額が本年度納付額となる。 $(A > E + F$ ならば $G = E$ 、 $A \leq E + F$ ならば $G = A - F)$
- 「補助事業に係る本年度収益額：(B)」の計算根拠が確認できる資料を添付すること。

第9号様式（第17条関係）

第 号
年 月 日

様

唐津市長



唐津市地域経済循環創造事業補助金返還命令通知書

年 月 日付け 号で交付決定した唐津市地域経済循環創造事業補助金の補助対象事業に係る交付額について、 円の返還を命じるので、唐津市地域経済循環創造事業補助金交付要綱第17条第1項の規定により通知する。